

佐賀県選挙管理委員会告示第12号

最高裁判所裁判官国民審査事務規程（平成12年佐賀県選挙管理委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

平成29年2月14日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（掲示の場所）</p> <p>第9条 令第20条の規定による審査に付される裁判官の氏名の掲示の場所は、市町委員会の定めるところによる。</p> <p>（掲示の様式）</p> <p>第10条 令第20条の規定による掲示は、別記第2号様式によらなければならない。</p>	<p>（掲示の場所）</p> <p>第9条 令第19条第1項の規定による審査に付される裁判官の氏名の掲示の場所は、市町委員会の定めるところによる。</p> <p>（掲示の様式）</p> <p>第10条 令第19条第1項の規定による掲示は、別記第2号様式によらなければならない。</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。